

道の駅「ポート赤碕」テナント募集要項

- 1 施設名称 道の駅ポート赤碕
- 2 所在地 鳥取県東伯郡琴浦町別所 255

3 賃貸物件面積・契約期間等

(1) 賃貸物件

面積	86㎡（店舗57.42㎡、和室他28.58㎡）
契約期間	令和3年7月1日（予定）～令和8年3月31日 ※契約開始日は出店者による内装工事の完了後とする
賃借料	月額 62,400円 ※但し、トイレ工事中は月額60,000円とする
現 状	飲食店（厨房及び設備一式） ※エアコンは出店者において修繕が必要

- 4 敷金・礼金等 なし
- 5 募集業種 飲食店（またはそれに準ずるもの）

6 出店条件

- (1) 開店時期 町・出店者両者協議の上決定します。
- (2) 共 益 費 共益費を管理する(有)ポート赤碕へ加入し、各賃貸物件の配分率に応じた支払いを行っていただきます。

出 資 金	1つの賃貸物件につき 1,000,000円（入居時）
施設管理費	ポート赤碕のトイレ管理に関する経費（毎月）
ごみ清掃費	ごみ収集に係る経費（毎月）
保守点検費	電気保安管理業務委託料（毎月）
共同経費	広告宣伝費、負担金・協賛金、税理士手数料等（随時）
電気使用料	個別メーターに基づく各賃貸物件の電気使用料（毎月）
労 務 費	(有)ポート赤碕への労務費（毎月）

※ その他水道・ガス代等は、請求に応じ個別に実費を支払うこと。

- (3) 明 渡 し 居抜きでの引き渡し
(町・出店者両者立会いの上、確認した現況)
- (4) 改装費用等 出店者において施工した改装費用は、出店者の負担とします。
店内空調設備等は出店者で修繕してください。
また出店者の過失、管理上の不備によって生じた障害、破損などの保障及び補修費用も、出店者の負担とします。
- (5) ト イ レ 現在は使用できません。
今後、町で改修工事を行います（時期：令和3年10月頃）
- (6) 契 約 出店者決定後、琴浦町と賃貸借契約を締結していただきます。

- (7) 安全・衛生 ①出店者は、営業にあたり常に関連法令を守り、監督官庁及び町の指示に従っていただきます。
②営業により生じる生ごみ、その他の廃棄物については、出店者の責任と負担により処理していただきます。
- (8) 苦情処理 店舗営業にかかわる事故またはトラブル等は、自己の責任については、誠意をもって対応していただきます。
- (9) 権利譲渡等の禁止 契約に基づく権利の全部または一部について、第三者に譲渡転貸または担保に供する等の一切の行為をすることができません。
- (10) そ の 他 ①町が行う管理運営上の指示に従っていただきます。
②その他出店・退店にあたっての必要な事項及び出店条件に記載のない事項については、あらかじめ町と協議していただきます。
③琴浦町の商工会に加入していただきます。

7 応募資格

- (1) 営業に際して必要な許可、免許等を有すること。
(2) 施設の共同利用者として、他の出店者と協調、協力できるものであること。
(3) 安定した経営能力を有していること。
(4) 優良なサービスを提供できる能力を有していること。
(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
(6) 琴浦町内の出店者である場合は、税金等を完納していること。

8 申込期限 令和3年4月30日(金) 期限厳守

※下記提出書類一式を琴浦町役場商工観光課へ提出してください。

9 提出書類

- (1) ポート赤碕出店希望申込書(別紙様式)
(2) 履歴書(様式任意)
(3) **現在及び過去1年以内に店舗等の経営をされている方**
⇒過去3年間の経営状況がわかるもの(様式任意)
新規創業者の方
⇒創業計画 又は それに準ずるもの(様式任意)
(4) 営業に際して必要な許可、免許等の写し

10 審査 面接による審査を5月中旬に行う予定です。 詳細な日程は申込者に追って連絡致します。

11 留意事項

- (1) 審査結果に対する異議申し立て、審査の過程及び結果についての質疑については、一切受理を致しません。
(2) 可否については5月下旬に通知します。
(3) 不明な点がある場合は、琴浦町商工観光課 TEL0858-52-1713 までお問い合わせください。